

# 環境情報

2010 | No.569

9月11日号

発行：有限会社 環境情報

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-11-5  
パインセントラルビル 3階  
TEL: 03-3538-4955  
FAX: 03-3538-4956

平成8年2月7日 第3種郵便物認可  
年間購読料 ◆15,600円(消費税込)

2010.9.11 No.569 3

ヴァイオス

## 廃酸処理で産廃許可取得

### バイオマスタウン参画も視野に

一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の中間処理を手掛けるヴァイオス（本社・和歌山市、吉村英樹社長）は、和歌山県紀の川市にある「桃山リサイクルセンター」（写真）で新たに有機性廃酸中和の産業廃棄物処分業許可を取得した。

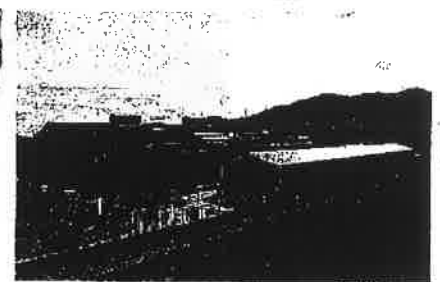
地場の有力産業である梅干しなど食品加工場で発生する調味廃液の受け入れを本格化し、焼酎や醤油粕などの食品廃液にも対象を拡大していく。汚泥や動植物性残さの脱水施設と共に紀の川市のバイオマスタウン構想（7月に発表）に参画

することも視野に入れていく。

桃山リサイクルセンターは、平成18年8月に和歌山県から一般廃棄物中間処理施設の設置許可を取得。一般廃棄物処理業についても19年6月に紀の川市から許可を受けている。

今回、許可を得た廃酸中和施設の処理能力は日量（24時間）最大83m<sup>3</sup>で、当量は平均5m<sup>3</sup>以下で運転する。また有機性汚泥と動植物性残さの脱水施設（日量最大100m<sup>3</sup>）でも許可を取得した。

同センターでは、市町村が管理するし



尿処理施設や農業集落排水処理施設、ゴミプラなどの汚泥の肥料化を手掛けてきた。有機質肥料は「ばいおこんぼ」の製品名で肥料取締法に基づき肥料登録され、和歌山県のリサイクル製品認定も受けている。

和歌山県の名産である梅干しなど加工食品の調味廃液は、19年2月のロンドン条約施行により海洋投入処分が禁止され、陸上での適正処理が地域の懸案事項となっていた。